

平成30年10月23日

国土交通省高知河川国道事務所

公募による樹木伐採！（物部川）

～自ら伐採し、持ち帰りたい方を募集します～

高知河川国道事務所では、物部川の河川敷内に自生しているヤナギ等を伐採していただける方を募集します。

応募者は、指定された区画内の樹木を自ら伐採し持ち帰ることができます。

物部川の河川敷内に自生する樹木は、洪水時の流下阻害を引き起こす要因になるとともに、河川巡視における施設点検や、河道状況把握の支障となっています。

そこで、樹木を薪などとして有効活用していただくことを目的に、公募による樹木伐採を実施いたします。

- 応募受付期間：平成30年10月26日（金）～平成30年11月9日（金）
- 申し込み方法：応募様式（別紙-1）、伐採作業計画書（別紙-2）に必要事項を記載し、提出をお願いします。
（郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可）
- 伐採作業時期：平成30年11月22日（木）～平成30年12月21日（金）
- 伐採箇所：高知県香美市土佐山田町神母ノ木（別紙-3）
- 伐採量：伐採箇所（別紙-4）に示す全ての樹木
希望区画数の制限はありませんが、応募者多数の場合は抽選となります。
- 詳細は高知河川国道事務所のホームページにも掲載。
(<http://www.skr.mlit.go.jp/kochi/>)
- 問合せ・申込先：四国地方整備局 高知河川国道事務所 河川管理課
〒780-8023 高知市六泉寺96-7
TEL(088)833-6904 FAX(088)831-8570

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

〒780-8023 高知市六泉寺町96-7

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

TEL(088)833-0111（代）

副 所 長 岡林 福好（おかばやし ふくよし）内線（204）

●河川管理課長 谷脇 聡（たにわき あきら）内線（331）

●：主な問い合わせ先

公 募

物部川で河川敷内樹木伐採の希望者を公募します

(河川法第25条を適用した公募型樹木伐採の試行)

四国地方整備局 高知河川国道事務所

1. 目 的

物部川の河川敷内に自生する樹木は、洪水時の流下阻害を引き起こす要因になるとともに、河川巡視における施設点検や、河道状況把握の支障となっています。そこで、樹木を薪などとして有効活用していただくことを目的に、公募による樹木伐採を実施いたします。

2. 募集要領

(1) 募 集 期 間：平成30年10月26日（金）

～平成30年11月 9日（金）

(2) 樹木伐採の場所：高知県香美市土佐山田町神母ノ木（別紙-3）

(3) 伐 採 量：伐採箇所（別紙-4）に示す範囲内の全ての樹木。
1区画は10m×20mとします。区画内の樹木は全て伐採して頂くこととなります。応募にあたっては、区画数は制限しませんが応募多数の場合は調整させて頂く場合があります。

(4) 伐 採 期 間：平成30年11月22日（木）

～平成30年12月21日（金）

(5) 樹木採取料（占用料）

法第32条に基づく流水占用料等の徴収等については無料とする。

(6) 参 加 資 格：参加資格者は、以下のいずれにも該当しない個人、
団体、企業等であること

イ 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者

ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者

ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 直近1年間の税を滞納している者

ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、

当該状態が継続している者

へ その他河川関係事務所長が参加不相当と判断する者

(7) 応募方法

応募様式（別紙－１）、伐採作業計画書（別紙－２）に必要事項を記入し、「提出先」に郵送、FAX、メール又は持参により提出して下さい。持参の場合は平日 9 時から 17 時までに下記の河川管理課までお越し下さい。

○問合せ、提出先

〒780-8023 高知市六泉寺町 96-7

四国地方整備局 高知河川国道事務所

河川管理課「公募伐採」担当

TEL (088) 833-6904 FAX (088) 831-8570

E-mail skr - kouchi52@mlit.go.jp

3. 選定方法、選定後の手続き等

(1) 選定方法

応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。応募多数の場合は区画の割り当てを含めて、高知河川国道事務所が公平な抽選により決定します。選定結果に対しての不服申し立ては受付ません。辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定します。

(2) 選定結果の通知

平成30年11月16日（金）に選定を行い、速やかに結果を応募者に通知します。

(3) 選定後に必要な許可手続き

選定された者は、通知時に同封された「許可申請書」（別紙－５）を選定結果の通知後 14 日以内に物部川出張所へ持参若しくは、郵送にて提出をお願いします。許可申請書が提出されない場合は、伐採の意志なしとして選定結果を無効とします。申請書を提出されてから、約 2 週間程度で許可書を発行しますので、物部川出張所へ来所下さい。伐採の実施前に「着手届」（別紙－６）を、伐採終了後は速やかに「完了届」（別紙－７）を物部川出張所に提出して下さい。

〒783-0091 南国市立田古番所 1347-1

四国地方整備局 物部川出張所

TEL (088) 863-2720 FAX (088) 863-2728

(4) 伐採条件

次の条件に従って実施して下さい。

- ア 伐採した樹木（幹・枝葉）は全て持ち帰って下さい。困難な場合にはご相談下さい。
- イ 自家消費の目的は特に問いませんが、伐採後の樹木が不要となった場合はお住まいの自治体の処分方法に従って処分して下さい。
なお、不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により処罰されます。作業に伴い発生した許可受け者の事故・ケガについては、自己責任とさせていただきます。
また、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の許可受け者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一事故などが発生したときは許可受け者が賠償責任を負うものとします。
事故などにより、第三者に危害を及ぼした場合や苦情等を受けた場合は速やかに、物部川出張所へ申し出て下さい。
伐採作業中に河川管理施設を損傷したときは、速やかに物部川出張所に届け出て、その指示に従って下さい。
- ウ 伐採作業時期は、平成30年11月22日（木）～平成30年12月21日（金）の9：00～17：00（平日、土日、祝日を含む）でお願いします。なお、土日、祝日に伐採作業を行う場合は、事前に物部川出張所への連絡を下さい。
- エ 運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保って下さい。
- オ 出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- カ 許可の内容を変更しようとするときは、改めて物部川出張所で許可を受けて下さい。
- キ 許可受け者はやむを得ない事由が発生し、伐採が出来なくなった場合は、物部川出張所に取り下げの申請をお願いします。
- ク 許可受け者が、河川法等の法令に抵触する行為または許可申請書の内容に虚偽が認められた場合には、資格を取り消す場合がありますので、その際には高知河川国道事務所及び物部川出張所の指示に従ってください。また、それまでに要した費用等は自己負担とします。
- ケ 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中止となる場合があります。
- コ 伐採木については、できるだけ当日搬出するようにお願いします。

す。万が一盗難等の不利益が生じた場合も一切責任は負いませんので、ご了解下さい。

サ 次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を物部川出張所に書面で届け出て下さい。

- ・住所又は氏名を変更するとき

シ 許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、物部川出張所の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、物部川出張所の検査を受けることとします。

応募様式

平成 年 月 日

四国地方整備局

高知河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名

印

平成30年 10月23日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募
します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

希望区画にチェックを記載。(複数可)

- 1区画 2区画 3区画 4区画 5区画
 6区画 7区画 8区画 9区画 10区画
1区画は200m² (河川名 : 物部川) (面積 m²)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 薪ストーブ
 その他の目的 ()

3. 採取を希望する河川産出物の種類 : _____

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 確認済み
 未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。
 ノコギリにより伐採を行う。
 その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
 その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
 その他の方法 ()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
 その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
 その他の処理 ()

6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X :

メールアドレス :

なお、F A X、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

四国地方整備局
高知河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(作業時間) : ~ :

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- (作業時服装) ・ 作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・ 作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・ 伐採した樹木（幹・枝葉）は全て持ち帰って下さい。困難な場合にはご相談下さい。
- (隣接者調整) ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
 - ・ 倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・ 倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・ 消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）
- (坂路管理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

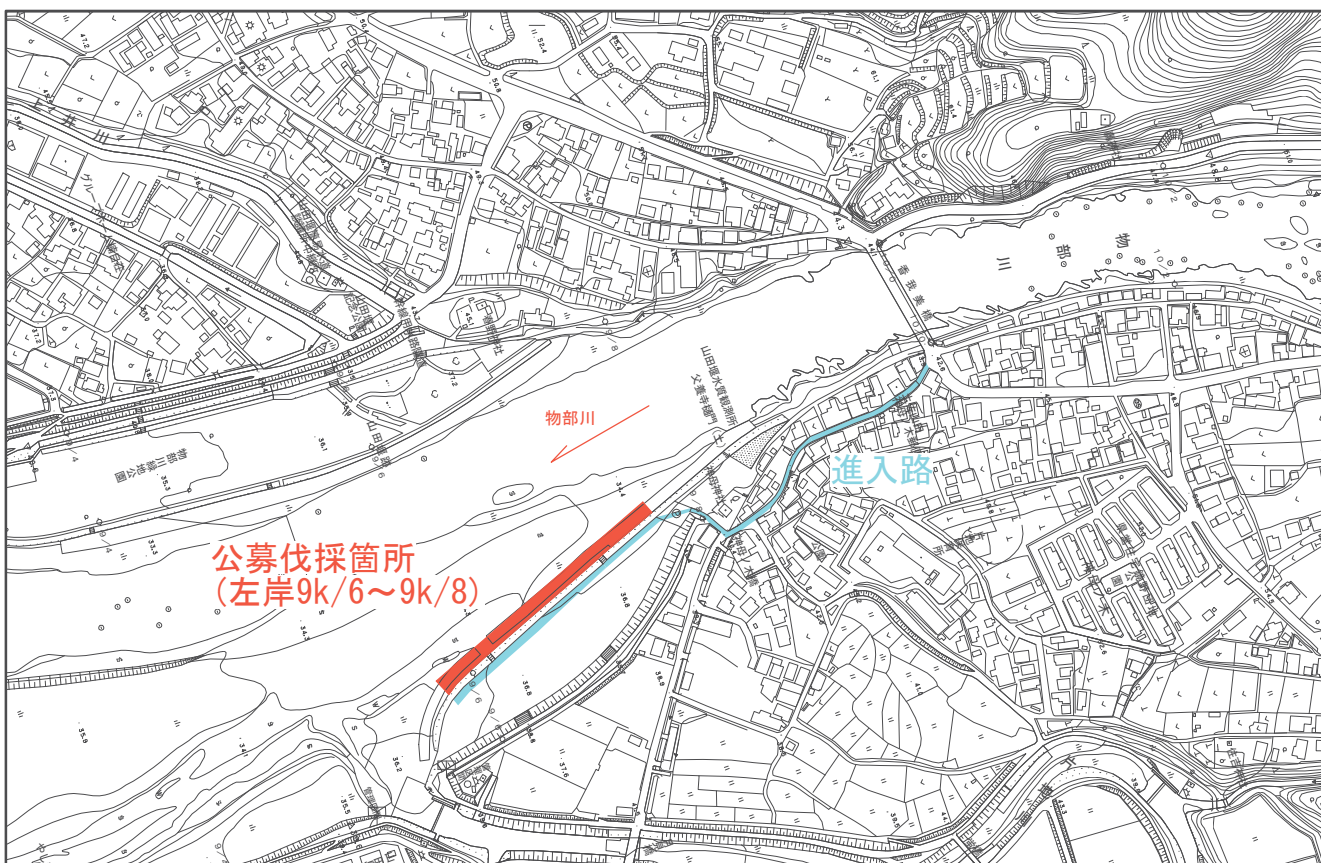
(その他)

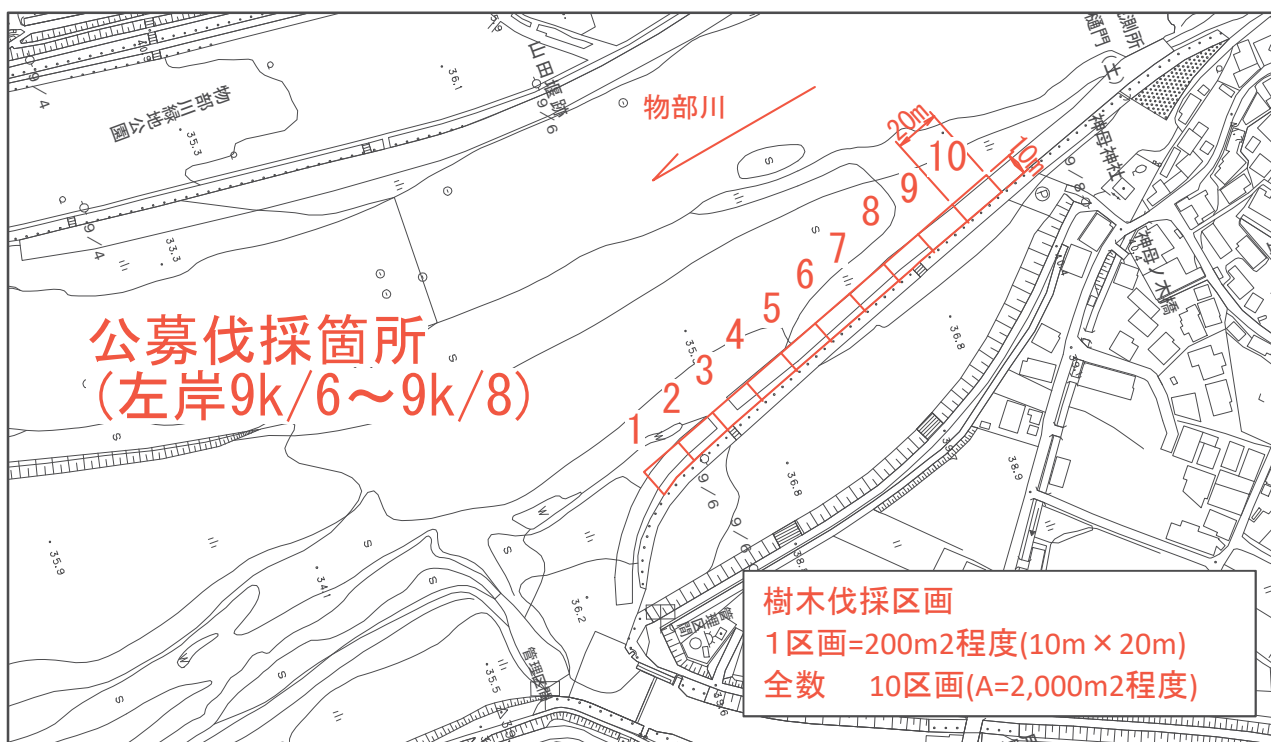
- ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
- ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

以上



平成30年度 公募伐採箇所及び進入路
※進入車両については、2t車までとする。





平成30年度 公募伐採箇所現況写真



許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省四国地方整備局長 殿

申請者 住所
氏名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏名

電話番号

※添付資料の応募様式、伐採作業計画書については高知河川国道事務所にて添付します。

許可の条件については下記のとおりとする。

1. 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に伴い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
7. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
8. 許可以降の取り消し
伐採準備あるいは着手後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。

着 手 届

別紙-6

平成 年 月 日

四国地方整備局
高知河川国道事務所長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

平成 年 月 日付け、国四整高河管第 号による物部川の
河道内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

記

1. 着手予定年月日 平成 年 月 日

2. 完了予定年月日 平成 年 月 日

3. 施行箇所

高知県香美市土佐山田町神母ノ木
国土交通省 距離標 左岸 9k/6～9k/8 付近

4. 許可工期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

完 了 届

平成 年 月 日

四国地方整備局
高知河川国道事務所長 様

住 所

氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け、国四整高河管第 号許可による、

河 道 内 伐 採 を完了したのでお届けします。

記

1) 完 了 年 月 日 平成 年 月 日

2) 工 事 場 所

高知県香美市土佐山田町神母ノ木
国土交通省 距離標 左岸 9k/6～9k/8 付近

3) 工 事 施 工 方 法 申請書記載のとおり

4) 許 可 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

5) 添 付 書 類

- ・位置図
- ・平面図
- ・写 真 (完 了)
- ・許可書写し
- ・採取した樹木の数量
(m3)
(t)
(台数)